

# 令和3年度 補正予算の概要

(令和4年3月議決分)

2月28日追加提出分

令和3年度一般会計3月追加補正予算の概要

議案第33号

令和3年度取手市一般会計補正予算（第19号）

・今回の補正予算の基本的な考え方

- 1 点目に、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業の減額
  - 2 点目に、生活保護費の増額
  - 3 点目に、子育て世帯及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業における繰越明許費の設定及び変更
- 以上、3つの考え方に基づき、補正予算を計上します。

1. 補正予算の規模

補正予算の総額は、1億4,487万3千円の減額で補正後の予算総額は、459億638万9千円となります。

一般会計3月追加補正額				単位：千円
区分	補正額の財源内訳			
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
▲144,873	▲321,404		3,907	172,624

2. 歳入補正の内容

①国・県支出金

- 1) 生活保護費負担金 7,200万円増（国負担率：3/4）
- 2) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金  
1億2,665万4千円減（国負担率：10/10）
- 3) 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金  
6万3千円（国負担率：10/10）
- 4) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金  
1億2,127万6千円減（国補助率：10/10）
- 5) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）  
308万7千円増（県補助率：10/10）

②その他

他市町村コロナワクチン接種費等 390万7千円

他市町村の住民が取手市の医療機関や集団接種会場でワクチン接種を受けた際に、他市町村から受け入れる接種費用

③一般財源

3月追加補正の財源調整により、財政調整基金繰入金2,400万円を取り崩します。

単位：千円

基金	補正前残高	増減額	補正後残高
財政調整基金	2,150,726	▲24,000	2,126,726

3. 歳出補正の内容

①新型コロナウイルスワクチン接種推進事業 3億8,949万7千円減

1) 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費について、3回目接種に伴う、市へのワクチンの供給状況に応じた接種計画の調整等により、国から交付される令和3年度の補助金の上限額が現在の予算額を下回ったため減額するとともに、必要な経費については増額します。

併せて、接種費用についても、接種計画の調整に伴い、減額します。

なお、令和4年度のワクチン接種に要する経費については、令和4年度一般会計補正予算（第1号）に計上します。

【主な経費】

・3回目の接種、未接種者の初回接種、5～11歳児への接種実施に伴う個別及び集団・巡回接種委託料 1億2,274万7千円減

【内訳】

予防接種委託料（個別接種分） 6,332万7千円減

集団・巡回予防接種委託料 5,942万円減

・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業従事者派遣委託料 3,027万2千円減

・コールセンター業務委託料 2,473万円減

・接種会場設置運営管理委託料 1億8,154万9千円減

・時間外休日集団接種医療従事者派遣協力金 308万7千円増

各医療機関から、その医療機関の診療時間外や休日に集団接種会場に医療従事者が派遣された場合に、派遣元医療機関に支給する協力金

・新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金 6万3千円

新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が発生した場合に、国の審査会で認定された対象者に、市を經由して交付される給付金

2) 過年度国庫支出金等過誤納返還金 1億4,862万4千円増

令和2年度に受け入れた新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金のうち、年度内に執行しなかった分について、国に返還するため、過年度国庫支出金等過誤納返還金を増額します。なお、返還金相当分については、令和3年度のワクチン接種関連経費として執行したことから、令和3年度の補助金で受け入れます。

②生活保護費 9,600万円増

生活保護費については、一般会計補正予算（第12号）及び（第18号）でも増額を計上しましたが、直近の医療扶助の増加が特に著しく、予算に不足が生じる見込みのため、再度、増額補正をします。

③子育て世帯及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業における繰越明許費の設定及び変更

1) 子育て世帯への臨時特別給付事業における繰越明許費の設定

子育て世帯への臨時特別給付事業については、国から繰越の取扱いについて詳細が示されていませんでしたが、給付金の申請期限である年度末に近い時期に申請があるなど、年度を超えた執行が見込まれる場合には、繰越明許費を設定するようにとの通知がありました。そのため、今回、追加で繰越明許費を設定します。

2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業における繰越明許費の変更

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業については、一般会計補正予算（第15号）において、予算を計上するとともに、繰越明許費の設定を行っていますが、想定より年度内の給付が少なくなる見込みのため、今回、繰越明許費の金額を増額変更します。